

参考資料

令和 8 年第 2 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 7）

堺市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その7)

議案第 54 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例 1

＜議案第54号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例＞

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例）</p> <p>第16条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者</u>の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例）</p> <p>第16条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第18条において同じ。）又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者</u>の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)

(追加)

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第17条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除き、同年度分の市民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有する者（地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号

(追加)

ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、
第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限
る。) の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」
とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33
号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当
該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金
額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」
とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含ま
れている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上
1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における
保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第
8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号
ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分
に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置
法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第
33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合に
は、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算
した金額に650,000円から政令附則第24条第3項の規定によ
り読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和7
年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税
特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第18条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定について
の第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の
属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に
該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者
があるときは、当該該当する者は、同年度分の市民税が課されている
者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年
度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者
を除く。）であって、令和8年度分の市民税の賦課期日において本
市の区域内に住所を有するもの（地方税法第294条第3項の規定
により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含
む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令
和8年度分の市民税が課されていない者であって、政令附則第25
条第1項第2号イからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するも
の

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令
和8年度分の市民税が課されていない者であって、政令附則第25
条第1項第3号イからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するも
の

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第
10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第

1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者の
いずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の市民
税が課されている者とみなす。

令和8年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その7）

令和8年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-25-0066

